

別府市公共交通活性化協議会設置規約

制定 平成27年2月18日

(目的)

第1条 別府市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項を協議することを目的として設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）及び第27の2の規定に基づく地域公共交通再編実施計画（以下「再編実施計画」という。）の策定及び実施に関する事項
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号）第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通ネットワーク計画（以下「ネットワーク計画」という。）の策定に関する事項

(事務所)

第2条 協議会の事務所は別府市上野口町1番15号別府市役所内に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は第1条各号に掲げる目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 形成計画、再編実施計画及びネットワーク計画の策定並びに変更の協議に関する事項
- (2) 形成計画、再編実施計画及びネットワーク計画の実施の協議並びに連絡調整に関する事項
- (3) 形成計画及び再編実施計画に位置づけられた事業並びにネットワーク計画に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関する事項
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織及び委員の任期)

第4条 協議会は、次に掲げる者とする。

- (1) 別府市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般社団法人大分県バス協会
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (6) 住民又は利用者
- (7) 国土交通省九州運輸局大分運輸支局長又はその指名する者

- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者
- (10) 公安委員会
- (11) 学識経験者
- (12) 前各号に掲げる者のほか、協議会の運営上必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項に関する事項の協議・調整が必要な場合に会長の要請に応じて協議会の会議（以下「会議」という。）に出席する。

3 臨時委員は、第1項に関する事項の協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、別府市長又はその指名する者をもって充て、協議会を代表し、その会務を統括する。

3 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、当該代理出席者は委員とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 協議会は、会長が認め、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 道路運送法第15条の3第3項の規定に基づき、国土交通省令で定める軽微な事項に関する運行計画の変更

(2) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない事項

(3) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合は、次回の協議会において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、別府市企画担当課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の経費は、補助金、負担金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第14条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規約は、平成27年2月18日から施行する。

2. この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。